

諮問番号：平成29年度諮問第7号

答申番号：平成30年度川行審答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分について障害等級2級への見直しを求める。

(2) 審査請求の理由

今回決定された障害等級3級という等級は現在の精神障害の状況からは軽い判定で不相当であり、障害等級2級が相当であるとする。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分に至る手続について

本件処分は、審査請求人からの適法な申請に対し、精神保健福祉センターにおいて障害等級を認定しているもので、その手続に関しては法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

イ 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「障害等級判定基準」という。）によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うものとされている。

これに従い、本件診断書の記載から、本件処分に係る処分庁の判断につき検討すると以下のとおりとなる。

(ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書には主たる精神障害として「不安障害 ICDコード

F40」とあり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

本件診断書の「1 病名」欄の記載は不安障害のみであり、うつ病等の記載はない。

(イ) 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」記載部分だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは必ずしも判然としない。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載には、障害等級が2級相当の記載と3級相当の記載が混在しており、「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載は、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当し、これはおおむね障害等級2級程度となるが、能力障害（活動制限）の判定については、同欄の記載全体の整合性を考慮し、さらに他の記載欄の内容も踏まえて総合的に判断する必要がある。

本件診断書を見ると、審査請求人は、日常生活・社会生活のいずれも、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する状況にあるところ、単身在宅生活であり、自立訓練、訪問指導、訪問看護の指示などはなく、障害等級が2級とされる「日常生活は困難な程度」にまでは至っていないと考えられる。

また、病状悪化傾向は窺えるが、不安障害の直接的な病状ではなく抑鬱状態の悪化と考えられる。

(エ) 精神障害の程度の総合判定

上記(ア)～(ウ)を基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成30年 1月29日 諮問の受付
同年 2月28日 第1回審議
同年 3月 1日 川崎市長あて調査を実施
同月 2日 川崎市長から上記調査に対する回答の提出
同月29日 第2回審議(処分庁からの聞き取り調査)
同年 4月13日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定については、障害等級判定基準によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書を見ると、主たる精神障害として「不安障害」と記載されており、精神疾患を有していることが確認できる。なお、不安障害は「しばしば抑うつと合併する」とされているが、本件診断書の「1 病名」欄にうつ病等の記載はない。

イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」を見ると、主たる病状が「強度の不安・恐怖感」「目まい、動悸」であり、これに「憂鬱気分、無気力」を併発しているものと読み取れる。また、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」には、「目まい、動悸の身体化症状が不安の二次症状としてある」「最近、抑うつ気分、無気力も目立つ様になり家事に支障がある」と記載されているが、これらの記載だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは判然としない。

ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書について、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」を見ると、障害等級が2級相当の記載と3級相当の記載が混在している。また、「6 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」を見ると、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当しており、これはおおむね障害等級2級程度とされているが、障害等級の判定に当たっては、精神疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。

本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」によると、審査請求人は、日常生活・社会生活のいずれにおいても、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する状況にあることが読み取れる。また、本件診断書の記載から、病状悪化傾向にあることは窺えるが、自立訓練、訪問指導等の利用、訪問看護の指示もなく単身生活を営んでいるという生活実態や「9 現在の治療内容」欄の投薬内容などを勘案すると、審査請求人の障害等級は、障害等級判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」において2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

エ 精神障害の程度の総合判定

上記ア～ウを基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、施行令第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

(3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点

は認められない。

川崎市行政不服審査会

| | | | |
|---------|---|-----|---|
| 委員（部会長） | 人 | 見 | 剛 |
| 委員 | 白 | 石 弘 | 巳 |
| 委員 | 田 | 所 美 | 佳 |